

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 計量法第1条の目的及び第2条の定義等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
- 3 「物象の状態の量」に、織度、比重その他の政令で定めるものは含まれる。
- 4 「物象の状態の量」に、物質量は含まれない。
- 5 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。

問2 計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 「取引」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 2 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。
- 3 「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいい、フラスコやビュレットも特定計量器である。
- 4 「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と計量法第134条第1項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。
- 5 「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と計量法第134条第1項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

問3 国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、計量法別表第1に掲げられている物象の状態の量と計量単位の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	角度	ラジアン 度 秒 分
2	体積	立方メートル リットル
3	圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル バール
4	熱量	ジュール又はワット秒 ワット時 カロリー
5	電力量	ジュール又はワット秒 ワット時

問4 計量法第5条の計量単位に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第5条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に（ア）の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における（イ）の計量その他の政令で定める（ウ）の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	十	長さ	特殊
2	十	面積	航空機
3	十	長さ	ヤードポンド法
4	千	面積	特殊
5	千	長さ	ヤードポンド法

問5 計量法第10条第1項及び第2項に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第10条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、（ア）にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区の長は、前項に規定する者が同項の（イ）していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、（ウ）ことを勧告することができる。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	適正	規定に適合	必要な措置をとるべき
2	適正	規定を遵守	計量の方法を改善すべき
3	正確	規定を遵守	必要な措置をとるべき
4	正確	規定に適合	必要な措置をとるべき
5	正確	規定を遵守	計量の方法を改善すべき

問6 商品の販売に係る計量に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第12条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、特定商品とその特定物象量を法定計量単位により示して販売するときは、量目公差を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 2 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 3 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。
- 4 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品とその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長は、計量法第15条第1項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

問7 計量法第16条第1項の使用の制限に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量法第72条第2項の政令で定める（ア）で検定証印又は基準適合証印の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したものは、取引又は証明における（イ）による計量に使用し、又は使用に供するために（ウ）してはならない。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	計量器	法定計量単位	販売
2	特定計量器	法定計量単位	所持
3	計量器	計量単位	販売
4	特定計量器	計量単位	所持
5	標準器	法定計量単位	陳列

問8 定期検査に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

ア 非自動はかり（政令で定めるものを除く。）、分銅及びおもり並びに酒精度浮ひょうを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けることができる。

イ 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日、場所及び検査を実施する者の氏名並びに指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあつては、その指定定期検査機関の名称をその期日の10日前までに公示するものとする。

ウ 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があつた日から1月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

エ 定期検査を行った特定計量器の合格条件は、検定証印等が付されていること、その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること及びその器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと、である。

オ 定期検査に合格しなかつた特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問9 計量法第28条の指定定期検査機関の指定の基準に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。
- 2 品質管理の方法が、経済産業省令で定める基準を満たすものであること。
- 3 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 4 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 5 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

問10 特定計量器の製造、修理及び販売に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）が、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない事項の一つとして、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数、がある。
- 2 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 4 届出修理事業者は、事業の届出をした事項（事業の区分を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあつては、経済産業大臣）に届け出なければならない。
- 5 経済産業大臣は、政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）が経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

問11 計量法第53条第1項の政令で定める特定計量器（以下「家庭用特定計量器」という。）に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 家庭用特定計量器のうちの一つに、ひょう量が20キログラムを超え、200キログラム以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの、がある。
- 2 家庭用特定計量器の届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。
- 3 家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するときは、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。
- 4 家庭用特定計量器の販売の事業（当該特定計量器の届出製造事業者又は当該特定計量器の輸入の事業を行う者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。）を行う者は、経済産業省令で定める表示（ 図 ）又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。
- 5 経済産業省令で定める表示（ 図 ）が付されている家庭用特定計量器は、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することができる。



経済産業省令で定める表示（ 図 ）

問12 特定計量器の検定及び装置検査に関する次の記述の中から、正しいもの一つ選べ。

- 1 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、指定検定機関又は日本電気計器検定所に申請書を提出しなければならない。
- 2 装置検査証印の有効期間は2年である。
- 3 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その検定を行った年月を表示するものとする。
- 4 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。
- 5 型式承認の表示が付された特定計量器は、検定において器差検査を省略することができる。

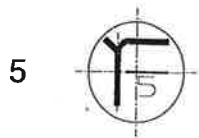
問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量器の型式の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 届出製造事業者は、承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。
- 3 承認輸入事業者は、海外から輸入した特定計量器を日本国内に販売するときには、特定計量器の製造は行っていないので、製造技術基準への適合義務はない。
- 4 承認製造事業者は、輸出のため承認に係る型式に属する特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、製造技術基準に適合する義務はない。
- 5 型式の承認の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、計量法第78条第1項の試験に合格した特定計量器の型式について計量法第76条第1項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを証する書面を添えたときは、この限りでない。

問14 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 外国製造事業者は、指定外国製造事業者の指定の申請を行うことができない。
- 2 指定製造事業者が、都道府県知事に対して計量法第76条第1項の承認に係る型式に属する特定計量器の検定の申請を行った場合、都道府県知事は、検定の実施をすることなく、検定証印を付す。
- 3 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、氏名又は名称及び住所、事業の区分、品質管理の方法に関する事項並びに特定計量器の型式について指定検定機関が実施した試験に合格した書類を、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 指定製造事業者は、指定の申請書に記載した計量法第40条第1項の経済産業省令で定める事業の区分を変更しようとするときは、あらかじめその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。

問15 基準器検査に合格した計量器に付す基準器検査証印の形状として、正しいものを一つ選べ。



問16 計量法第107条の計量証明の事業の登録に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する（ア）の登録を受けなければならない。

- 一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の（イ）の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
- 二 濃度、（ウ）その他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	都道府県知事	質量、面積、体積又は熱量	音圧レベル
2	市町村の長	長さ、質量、面積、体積又は熱量	騒音レベル
3	都道府県知事	長さ、質量、面積、体積又は熱量	音圧レベル
4	都道府県知事	質量、面積、体積又は熱量	騒音レベル
5	市町村の長	質量、面積、体積又は熱量	音圧レベル

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 濃度の計量証明事業者は、計量証明の事業の登録を受けた日から起算して1年ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器であって政令で定めるものについて、計量証明検査を受けなければならない。
- 2 計量証明検査の合格条件の一つとして、計量証明検査を行った特定計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定計量証明検査機関）に、計量証明検査を行わせることができる。
- 4 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令の定めるところにより計量証明検査済証印を付するとともに、計量証明検査済証を交付するものとする。
- 5 計量証明検査を受けなければならない特定計量器には、検定証印等であって、計量法第72条第3項又は同法第96条第3項の規定によりこれらに表示された年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器は含まれない。

問18 特定計量証明事業の認定に関する計量法第121条の2の各号の規定の組合せとして正しいものを、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
- イ 特定計量証明事業に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- ウ 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
- エ 特定計量証明事業を適正に行うに必要な計量管理の方法を有するものであること。
- オ 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

- 1 ア、イ、ウ
- 2 ア、イ、エ
- 3 イ、エ、オ
- 4 ア、ウ、オ
- 5 ウ、エ、オ

問19 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は特定計量証明認定機関に申請して、その事業が計量法第121条の2の各号に適合している旨の認定を受けることができる。
- 2 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業を行おうとする者は、計量法第121条の2の各号に適合している旨の認定を受けていれば、都道府県知事による計量法第107条の計量証明の事業の登録を受けることを要しない。
- 3 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が計量法第121条の2各号のいずれかに適合しなくなったときは、その認定特定計量証明事業者の認定を取り消すことができる。
- 4 認定特定計量証明事業者がその認定に係る事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定特定計量証明事業者の地位を承継する。
- 5 認定特定計量証明事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問20 計量士に関するア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
- イ 計量士の登録は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- ウ 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は3年以上の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- エ 計量士は、計量士登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の訂正を受けなければならない。
- オ 計量士の登録を受けようとする者は、必ず計量士国家試験に合格していなければならない。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問21 計量法第127条第3項の適正計量管理事業所の指定に関する次の記述の
(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における
(ア)の方法について、当該(イ)が行う(ウ)を受けなければならない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	定期検査	都道府県知事	審査
2	計量管理	都道府県知事又は特定市町村の長	検査
3	定期検査	都道府県知事又は特定市町村の長	検査
4	定期検査	都道府県知事又は特定市町村の長	審査
5	計量管理	都道府県知事	審査

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けることを要しない。
- 2 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が計量法第128条各号に定める指定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行つた検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項として、当該事業所で使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、住所、登録番号、登録年月日及び計量士の区分、がある。
- 5 国の事業所であっても、適正計量管理事業所の指定を受けることができる。

問23 特定標準器による校正等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。
- 2 経済産業大臣は、特定標準器又は特定標準物質が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 特定標準器若しくは計量法第134条第2項の規定による指定に係る計量器又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付けは、都道府県知事が行う。
- 4 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。
- 5 指定校正機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、特定標準器による校正等を行おうとする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

問24 計量法第144条第1項の特定標準器以外の計量器による校正等に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量法第143条第1項の（ア）を受けた者は、同条第2項第1号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に（イ）計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した（ウ）を交付することができる。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	指定	直接に	認定書
2	指定	連鎖して段階的に	認定書
3	指定	直接に	証明書
4	登録	連鎖して段階的に	証明書
5	登録	直接に	証明書

問25 計量法の報告の徴収、立入検査及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に、計量法第148条第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。
- 2 経済産業大臣は、計量法の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。
- 3 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 都道府県知事が計量証明事業者に事業の停止を命じた場合において、当該事業者が当該命令に違反した場合、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられるが、これを併科されることはない。
- 5 指定製造事業者が、その指定に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その指定を受けた後、都道府県知事に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、20万円以下の罰金に処する。

